

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

関川水系では、激甚災害をもたらした昭和57年9月洪水、同60年7月洪水、平成7年7月洪水等の経験を踏まえ、洪水氾濫等から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるように社会基盤の整備を図る。また、自然豊かな河川環境及び雄大な妙高連山と調和した河川景観を保全、継承するとともに関川との深い関わりの中で生まれた流域の風土、文化、歴史とのつながりを踏まえ、地域の個性や活力を実感できる川づくりを目指す。このような視点で、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら流域が一体となり、治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開する。

このような考えのもとに、河川整備の現状、森林等の流域の状況、砂防、治山工事の実施の状況、水害の発生状況、河口付近の海岸の状況、河川の利用の現状（水産資源の保護及び漁業を含む。）流域の風土、文化、歴史並びに河川環境の保全等を考慮し、また、関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう環境基本計画等との調整を図り、かつ、土地改良事業や下水道事業等の関連事業及び既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮し、水源から河口まで一貫した計画のもとに、段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。

治水・利水・環境にわたる健全な水循環・物質循環系の構築を図るため、流域の水利用の合理化、下水道整備等について、関係機関や地域住民と連携しながら流域一体となって取り組む。

河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮できるよう適切に行う。このため、河川や地域の特性を反映した維持管理にかかる計画を定め、実施体制の充実を図る。また、上流から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、流域における土砂移動に関する調査、研究に取り組むとともに、安定した河道の維持に努める。

ア 災害の発生の防止又は軽減

災害の発生防止又は軽減に関しては、沿川地域を洪水から防御するため、別所川、^{べっしょがわ}矢代川合流点付近等の豊かな自然環境に配慮しながら、河道掘削により河積を増大させる。なお、水衝部には護岸等を整備するとともに、治水上支障となる既設の堰については、関係機関と調整、連携を図りながら必要な対策を行い、計画規模の洪水を安全に流下させる。保倉川については河道掘削による河積の増大に加えて、放水路の整備により必要な流量を調節し、計画規模の洪水を安全に流下させる。

河道掘削による河積の確保にあたっては、河道の安定・維持、河川環境等に配慮しながら計画的に実施する。特に河口部をはじめとする洪水時の河床変動については、低水路拡幅後の河床材料の変化を踏まえつつ、時系列で水面形の変化を把握したうえで実態把握に努める。

内水被害の著しい地域においては、関係機関と連携・調整を図りつつ、排水ポンプ等により内水被害の軽減対策を実施する。

堤防、排水機場、樋門等の河川管理施設の機能を確保するため、平常時及び洪水時における巡視、点検をきめ細かく実施し、河川管理施設及び河道の状態を的確に把握し、維持補修、機能改善等を計画的に行うことにより、常に良好な状態を保持するとともに、河川空間監視カメラ等による施設管理の高度化、効率化を図る。なお、内水排除のための施設については、排水先の河川の出水状況等を把握し、関係機関と連携・調整を図りつつ、適切な運用を行う。また、地震・津波対策を図るため、堤防の耐震対策を講ずる。

河道内の樹木については、樹木の阻害による洪水位への影響を十分把握し、河川環境の保全に配慮しつつ、洪水の安全な流下を図るために計画的な伐採等の適正な管理を行う。

また、計画規模を上回る洪水及び整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生し氾濫した場合においても、被害をできるだけ軽減できるよう必要に応じて対策を実施する。

高田平野は、丘陵地と海岸砂丘に挟まれた低平地であり、氾濫水や内水が湛水しやすい特徴を有している。洪水等による被害を極力抑えるため、既往洪水の実績等も踏

まえ、洪水予報、水防警報の充実、水防活動との連携、河川情報の収集と情報伝達体制及び警戒避難体制の充実、土地利用計画や都市計画との調整等、総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民等と連携して推進する。さらに、ハザードマップの作成の支援、地域住民も参加した防災訓練等により災害時のみならず平常時からの防災意識の向上を図る。

本川及び支川の整備にあたっては、人口・資産が集積している本川及び保倉川下流部の整備の進捗を十分に踏まえつつ、本支川及び上下流バランスを考慮し、水系一貫した河川整備を行う。特に保倉川放水路の整備については、新たに放水路を整備する地域を含め関連地域の関係者との合意形成を十分に図りつつ実施する。

イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、現状において必要な流量が概ね確保されているが、広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、今後とも関係機関と連携して必要な流量を確保する。また、渇水等の発生時の被害を最小限に抑えるため、情報提供、情報伝達体制を整備するとともに、水利使用者相互間の水融通の円滑化等を関係機関及び水利使用者等と連携して推進する。

ウ 河川環境の整備と保全

河川環境の整備と保全に関しては、これまでの流域の人々と関川の関わりを考慮しつつ、妙高連山を背景に関川の流れるが生み出す良好な河川環境を保全するとともに、流域全体の視点にたって健全な水・物質循環系の構築を目指し多様な動植物が生息・生育する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう努める。このため、流域の自然的、社会的状況を踏まえ、空間管理をはじめとした河川環境管理の目標を定め、良好な河川環境の整備と保全に努めるとともに、河川工事等により河川環境に影響を与える場合には、代償措置等によりできるだけ影響の回避・低減に努め、良好な河川環境の維持を図る。実施にあたっては、地域住民や関係機関と連携しながら地域づくりにも資する川づくりを推進する。

動植物の生息地・生育地の保全については、多様な動植物の生息・生育環境を形成している水際や瀬と淵が交互に連続する河床形態の保全に努めるとともに、従前広範

囲にみられたヨシ等の抽水植物や湿性河原草地の保全・再生に努める。また、中・下流部のアユやウグイ等の産卵場の保全に努めるとともに、魚道の設置・改良など回遊性魚類等が生息できる縦断的に連続する河川環境の保全・再生に努める。関係機関や地域住民と連携しながらハリエンジュ等の外来種の拡大防止等に努める。

良好な景観の維持・形成については、妙高連山や田園地帯等の周辺景観と調和した良好な河川景観の保全に努める。人と河川との豊かなふれあいの確保については、生活の基盤や歴史・文化・風土を形成してきた関川と地域の関わりを活かしつつ、伝統的な神輿下りや上越市民レガッタ等の各種行事の場、自然とのふれあい、歴史、文化、環境の学習ができる場等、地域交流の拠点の整備・保全を図る。

水質については、河川の利用状況、沿川地域等の水利用状況、現状の環境等を考慮し、下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら、監視、保全に努める。

河川敷地の占用及び許可工作物の設置・管理については、動植物の生息・生育環境の保全、景観の保全に十分配慮するとともに、貴重なオープンスペースである河川敷地の多様な利用が適正に行われるよう、治水・利水・河川環境との調和を図る。

また、環境に関する情報収集やモニタリングを適切に行い、河川整備や維持管理に反映させる。

地域の魅力と活力を引き出すため、地域住民が積極的に河川管理に参画する取り組みを関係機関や地域住民と連携し推進する。そのため、河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、住民参加による河川清掃、河川愛護活動等を推進するとともに、河川を中心に活動する市民団体等と協力・連携し、体験学習、地域交流、防災学習、河川の利用に関する安全教育、環境教育等の充実を図る。